

(新) 農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査

79百万円(0百万円)

水・大気環境局農薬環境管理室

1. 事業概要

農薬取締法においては、水域生態系へのリスク評価の実施とその結果に基づく農薬登録保留基準の設定によりリスク管理が行われているが、陸域生態系へのリスク評価・管理は行われておらず、21世紀環境立国戦略においても、陸域生態系へのリスク評価・管理も含めた対策を推進することとされたところである。

OECDにおいては、2014年を目途に農薬登録に必要なリスク評価を国際的に共同で実施することを目標に、検討が進みつつある。我が国としても、この国際共同リスク評価に積極的に参加し、応分の貢献を果たす必要があり、そのためには、欧米において既に導入されている陸域生態系へのリスク評価・管理措置の導入が急務である。

また、鳥類やミツバチの野外での死亡事例において、農薬が原因として疑われる例も出てきており、農薬の陸域生態系へのリスクに関する関心も高まってきている。

こうした状況を踏まえ、我が国においても、農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、以下のような調査・検討を実施する。

(1) 毒性試験ガイドラインの作成と検証

陸域生物の毒性試験ガイドラインを作成し、その検証試験を行う。また、生物種の差による感受性差の評価を行う。

(2) 詳細な暴露評価モデルの作成

陸域生物の行動パターン、餌の種類、餌等に含まれる農薬量等の調査を実施し、詳細な暴露評価モデルを作成する。

(3) リスク評価・管理手法の検討・確立

内外における陸域生態系へのリスク評価・管理措置に関する詳細な分析・評価の実施、我が国における毒性試験と暴露評価に関する適切な実施手法の考え方の整理を行うとともに、毒性試験結果と暴露量からリスクを評価するための基準、リスク評価結果に基づく農薬の管理手法のあり方等を検討し、リスク評価・管理手法を確立する。

2. 事業計画

|                     | H20 | H21 | H22 | H23 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|
| 1. 毒性試験ガイドラインの作成と検証 |     |     |     | →   |
| 2. 詳細な暴露評価モデルの作成    |     |     |     | →   |
| 3. リスク評価・管理手法の検討・確立 |     |     |     | →   |

3. 施策の効果

- ・農薬の陸域生態系へのリスク低減による生物多様性の維持・保全
- ・国際連携による農薬のリスク評価の効果的・効率的な実施

4. 備考

調査費 79,000千円

(内訳) 毒性試験ガイドラインの作成と検証  
詳細な暴露評価モデルの作成  
リスク評価・管理手法の検討・確立

# 農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査

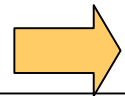
## 背景・目的

21世紀環境立国戦略において「農薬については、水域のみならず陸域の生態系へのリスク評価・管理も含めた対策を推進する」と記述。

現在、農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理は未導入。

OECDにおいて、農薬リスク評価の国際共同実施の動き。我が国としても参加し、国際貢献を果たす必要。

鳥類・ミツバチ等の死亡事例で農薬が原因として疑われるケースあり。



**農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理の導入が必要**

## 調査内容

毒性試験ガイドラインの作成と  
検証

- ・陸域生物の毒性試験ガイドラインの作成と検証試験の実施
- ・種差による感受性差の評価 など

詳細な暴露評価モデルの作成

- ・陸域生物の行動パターン、餌の種類等の調査
- ・餌等に含まれる農薬量の調査 など

リスク評価・管理手法の検討・確立

- ・リスク評価基準のあり方の検討
- ・リスクに応じた農薬の管理手法のあり方の検討 など

## 効果

**農薬の陸域生態系へのリスク評価・管理の制度化**

- ・農薬の陸域生態系へのリスク低減による生物多様性の維持・保全
- ・国際連携による農薬のリスク評価の効果的・効率的な実施